

工事特記仕様書

平成27年5月 7日 改定
平成27年5月14日 改訂
平成28年2月 3日 改訂
平成30年8月17日 改訂
令和 3年3月 1日 改訂
令和 4年4月 1日 改訂
令和 4年8月22日 改訂
令和 6年7月30日 改訂

第1条 適用

入間市上下水道部水道施設課が発注する工事の施工においては、下記に示す基準のほか、この工事特記仕様書によるものとする。

- ・入間市上水道配水管布設工事共通仕様書
- ・水道工事写真作成要領
- ・水道工事に係る事務手引き
- ・竣工図作成要領
- ・工事施工全般についての注意事項
- ・撮影箇所一覧表
- ・竣工図作成マニュアル

第2条 建設副産物

1 共通事項

- (1) 受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月26日法律第48号）（以下「資源有効利用促進法」という。）等に基づき、着手前に本工事に係る再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書を作成し、工事登録証明書と併せて施工計画書に含め各1部提出する。

また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、再生資源実施書・再生資源利用促進実施書・工事登録証明書を作成・提出し、監督職員の確認を受ける。

- (2) 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

- (3) 建設副産物については、産業廃棄物処理におけるマニフェストシステムに基づく、建設廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督職員に提示し、確認を受ける。

また、受注者は工事検査時にマニフェスト原本を提示しなくてはならない。

2 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

- (1) 受注者は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の分解解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を「再資源化等報告書」に記載し、監督職員に報告しなければならない。

- ・再資源化が完了した年月日
- ・再資源化をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

第3条 工事中の安全確保

- 1 建設機械施工安全技術指針（平成 17 年 3 月 31 日国土交通省）により災害の防止を図るものとする。
- 2 受注者は、大雨等に関する気象警報が発令された場合、直ちに作業を中止するとともに、一般交通等第三者及び作業員等に対する安全及び現場内の安全を確保するための保全措置を講じなければならない。

また、注意報発令時においても、気象情報に十分注意し、速やかに安全対策が講じられるよう体制を整えなければならない。
- 3 受注者は、地震が発生した場合には、一般交通等第三者及び作業員等に対する安全及び現場内の安全を確保するための保全処置を講じなければならない。

（1）受注者は、震度 4 以上の地震が発生した場合は、直ちに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督員に報告するものとする。

また、震度 3 以上の地震が発生した場合は、現場内を点検し工事に影響を与える現場内の変化や破損が見られる場合は、状況を監督員に報告するものとする。
- 4 受注者は、足場を設置する場合、安全ネット及びシートを設け、作業床からの転落防止と落下物による事故防止に努めなければならない。
- 5 受注者は、工事施工中における作業員の転落・落下防止のため、防護設備及び昇降用梯子等安全施設を設けなければならない。

第4条 後片付け

受注者は、工事の施設上必要な土地・立木・施設等を撤去又は損傷を与えた場合には原形同等以上に復旧しなければならない。

第5条 環境対策

- 1 本工事で使用する建設機械等については、低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規定（平成 13 年 4 月 9 日国土交通省告示第 487 号）に基づき指定された建設機械等を使用し、周辺地域の環境保全につとめなければならない。

また、建設機械等の使用にあたり工事着手前に「使用機械承認願い」を提出し、監督員の承認を得なければならない。
- 2 セメント及びセメント系固化材による地盤改良及び安定処理等の土砂とセメント及びセメント細化材の攪拌混合を行う土質を使用する場合は、下記によるものとする。

（1）セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）（平成 13 年 4 月 23 日国官技第 18 号）により六価クロム溶出試験を実施しなければならない。

（2）配合設計段階の試験結果が土壤環境基準（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）を越える場合は、基準内に納まるよう設計図書に関して監督員と協議するものとする。

第6条 交通安全管理

1 受注者は、安全管理について道路工事保安施設設置基準（令和元年5月21日国関整道管第8号）及び下記によるものとするが、現場の実状に応じた施工方法等により、交通安全管理を実施しなければならない。

（1）交通規制及び標識

- ① 標示施設、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、道路工事現場における標示施設等の設置基準（平成18年4月1日改定）、道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置基準（平成18年3月31日改定）に基づき適切に設置するものとする。
- ② 受注者は、夜間開放時には保安灯を設置するものとし、工事期間中は保安灯・バリケード等の保守点検を実施しなければならない。
- ③ 受注者は、施工上やむを得ず交通規制を実施する必要がある場合は監督員に申し出るとともに、関係機関に所定の手続きをとらなければならない。

（2）交通誘導警備員

- ① 受注者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という。）を配置し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。
- ② 受注者は、現道上又は現道に近接して行う工事で、やむを得ず工事用材料・機械器具等を工事区間に保管する場合には、監督員の承諾を得て一般交通の安全を確保し、所定の標識その他安全施設を設け、状況によっては交通誘導警備員を配置しなければならない。
- ③ 受注者は、有資格者の配置にあたっては、公安委員会の検定資格の写しを監督職員に提出するものとする。
- ④ 受注者は、下表の埼玉県公安委員会が定める路線（令和2年7月31日 埼玉県公安委員会告示第130号）において交通誘導警備業務を行う場合は、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を、交通誘導警備業務を行う場所ごとに常時一人以上配置しなければならない。なお、上記の交通誘導業務を行う場合は、検定合格警備員が当該警備業務に従事している間は、当該検定合格警備員であることを証する合格証明書を携帯させるとともに、関係人の請求があるときは、これを提示させなければならない。

埼玉県公安委員会が定める路線（入間市内）

	路 線	区 間
1	一般国道16号	入間市内の全域
2	一般国道299号	同 上
3	一般国道463号	同 上
4	県道所沢青梅線	同 上
5	県道富岡入間線	同 上

（3）過積載の防止

- ① 受注者は、積載重量制限を超えて工事用資材等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ② 受注者は、違法改造車両等（さし柰装着車等）及び目的外使用車（産業廃棄物運

搬車等)に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

- ③ 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ④ 下請業者及び資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者を使用しないこと。

第7条 河川管理施設及び道路附属物並びに占用物件

- 1 受注者は、工事施工箇所に占用物件が予想される場合には、工事の施工に先立って地下埋設物件等の調査を行わなければならない。
また施工の障害となる占用物件がある場合は、占用者とその処置について打ち合わせを行い、監督員に報告しなければならない。
- 2 受注者は、工事の施工により河川管理施設及び道路附属物並びに占用物件に損傷を与えた場合には、直ちに応急処置をとり監督員に報告するとともに、関係機関に連絡し復旧処置を講じなければならない。
- 3 受注者は、工事途中で管理者不明の占用物件を発見した場合には、監督員に報告し、その処置は予想される占用者の立会を得て占用物を明確にしたうえで処置しなければならない。
- 4 受注者は、工事区域内で占用工事等と競合する場合には、必要に応じ工程等について打合せを行い、両者協力のもとに工事の円滑化と事故防止を図らなければならない。
なお、工事の責任範囲を明確にしておかなければならない。

第8条 官民境界杭の保全

- 1 受注者は、官民境界に接して工事を行う場合には、地権者の了承を得て着手しなければならない。
- 2 受注者は、境界杭の保全には特に注意を払い、工事着工前に必ず境界杭の確認をするとともに、必要に応じて控え杭、写真等により記録しなければならない。
- 3 受注者は、官民境界付近に構造物を施工するにあたり、民地側の構造物等に損傷を与えた場合には、地権者の立会確認のもと、すみやかに復旧しなければならない。

第9条 ディーゼル車排出ガス規制

- 1 受注者は、工事現場で使用し又は使用される関係車両（以下、工事関係車両という。）は、埼玉県生活環境保全条例（以下、関係法令等という。）に適合した車両を使用しなければならない。
- 2 受注者は、取締りにより工事関係車両に違法行為があった場合には、直ちに監督員に報告しなければならない。
- 3 受注者は、資材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第10条 不正軽油の使用禁止

- 1 受注者は、工事の施工に当たり、現場で使用されている車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法700条の22の3及び埼玉県生活環境保全条例の規定に違反するもの）を使用してはならない。
- 2 受注者は、地方税法及び埼玉県生活環境保全条例の規定に基づく使用燃料の採油調査が

行われる場合は、その調査に協力しなければならない。

- 3 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合には、速やかに不正軽油の使用が中止されるよう是正措置を講じなければならない。

第11条 建設発生土の搬出

- 1 受注者は、500 m³以上の建設発生土を搬出する場合は、埼玉県土砂のたい積等の規則に関する条例（埼玉県土砂条例）に基づき、「土砂の排出の届出書」を受理担当機関（埼玉県西部環境管理事務所）へ提出するものとする。
- 2 受注者は、100 m³以上の建設発生土を入間市外に搬出する場合（埼玉県 建設副産物の手引き 概要版）は、搬出前に搬出先市町村の担当窓口あてに「建設発生土搬出のお知らせ」を郵送・FAXで提出し、その写しを施工計画書に添付し、監督員に提出するものとする。ただし、市内への搬出の場合は、提出を不要とする。
- 3 建設発生土は、東京活用土組合の管理する事業所に指定処分するものとする。
- 4 受注者は、東京活用土組合に搬入する土砂が500 m³以上の場合は、土壌に含まれる特定有害物質等の溶質試験を行い、その結果を東京活用土組合に提出しなければならない。
（環境庁告示第44号 令和2年改正 土壌汚染に係る環境基準）

第12条 週休2日制モデル工事

- 1 本工事は、入間市週休2日制モデル工事（発注者指定型）の対象工事である。試行の実施については、入間市週休2日制モデル工事試行要領によるものとする。試行要領は、入間市ホームページで確認のこと。